



特別養護老人ホームらいらく 入居料金表

R4年10月1日改正

1) ユニット型個室 介護サービス費用 (30日)

介護度	第1段階	第2段階	第3段階①	第3段階②	第4段階	2割負担	3割負担
介護度1	59,815円	62,515円	85,015円	106,315円	133,765円	159,980円	186,195円
介護度2	62,145円	64,845円	87,345円	108,645円	136,095円	164,639円	193,183円
介護度3	64,645円	67,345円	89,845円	111,145円	138,595円	169,640円	200,684円
介護度4	67,009円	69,709円	92,209円	113,509円	140,959円	174,367円	207,775円
介護度5	69,302円	72,002円	94,502円	115,802円	143,252円	178,954円	214,656円

2) 加算内容と費用 (上記基本料金のなかに下記の各加算が含まれています。)

加算の種類	加算単位数	内 容
①個別機能訓練加算Ⅰ	12単位/日	機能訓練指導員の職務に従事する職員を1名以上配置し、入居者ごとに個別機能訓練計画を作成し、当該計画に基づき計画的に機能訓練を行っている場合に算定
②個別機能訓練加算Ⅱ	20単位/月	個別機能訓練加算Ⅰを算定している入所者について、個別機能訓練計画の内容等の情報を厚生労働省に提出し、機能訓練の実施を行っている場合に算定できる加算。
③ADL維持等加算Ⅱ	60単位/月	評価対象利用者等のADL値の平均がある一定以上満たす場合に算定できる加算。
④栄養マネジメント強化加算	11単位/日	栄養ケア計画を立案し、家族の了解を得て開始致します。
⑤日常生活継続支援加算	46単位/日	介護福祉士の配置率、及び認知症生活自立度の割合が一定基準を満たしています。
⑥看護体制加算Ⅰ	4単位/日	基準値以上の看護師の配置を行っております。
⑦看護体制加算Ⅱ	8単位/日	基準以上の看護師配置かつ医療機関との24時間連絡体制を確保します。
⑧自立支援促進加算	300単位/月	多職種が共同して、自立支援にかかる支援計画等を策定し、支援計画に従ったケアを実施した際に算定できる加算。
⑨科学的介護推進体制加算Ⅱ	50単位/月	入所者ごとのADL値(日常生活の動作)・栄養状態・口腔機能・認知症の状況、その他の入所者の心身の状況等に係る基本的な情報に加えて疾病状況の情報も厚生労働省に提出している時に算定できる加算。
⑩夜勤職員配置加算Ⅱ	18単位/日	基準値以上の夜勤介護職員の配置を行っております。
⑪介護職員処遇改善加算	8.30%	介護保険単位の総合計の8.3%が加算となります。
⑫介護職員特定処遇改善加算Ⅰ	2.70%	介護保険単位の総合計の2.7%が加算となります。
⑬介護職員等ベースアップ等支援加算	1.60%	介護保険単位の総合計の1.6%が加算となります。
⑭地域加算	×10.14	札幌市は「乙地」となります。

3) その他状態に応じて発生する加算の内容

①初期加算	30単位/日 (30日限度)	⑧安全管理体制加算	20単位 (入居時に1回算定)
②外泊時加算	246単位/日	⑨看取り介護加算Ⅰ	
③療養食加算	6単位 (1回につき6単位/1日に3回を限度)		・72単位/日・・・死亡日以前31日以上45日以下について1日につき算定
④排せつ支援加算Ⅰ	10単位/月		・144単位/日・・・死亡日以前4日以上30日以下について1日につき算定
⑤排せつ支援加算Ⅱ	15単位/月		・680単位/日・・・死亡日前日及び前々日について1日につき算定
⑥排せつ支援加算Ⅲ	20単位/月		・1,280単位/日・・・死亡日について1日につき算定
⑦経口維持加算Ⅰ	400単位/月		
⑧褥瘡マネジメント加算Ⅰ	3単位/月 (ⅠまたはⅡのどちらかを算定)		
⑨褥瘡マネジメント加算Ⅱ	13単位/月		

4) ご利用料金の補足

- ・紙おむつ代は介護保険給付対象となりますので別途お支払いの必要はありません。但し、特定の銘柄や形状の指定がある場合は要相談となります。
- ・月額の利用料金以外に医療費(薬、受診等)、訪問理美容、レクリエーション代金などがかかります。

5) 食費・滞在費の利用者負担のご案内

①介護保険負担限度額認定

- ・介護保険施設に入所または短期入所サービス(ショートステイ)を利用した場合に発生する、食費・居住費(滞在費・宿泊費)についての利用者負担を軽減する制度です。一度、お住まいの各市町村へご確認ください。

②高額介護サービス費

- ・介護保険では利用者負担段階に応じて、介護保険対象分の負担金額に上限額が設けられています。一度、お住まいの各市町村へご確認ください。

③社会福祉法人等による低所得者負担の軽減

■市町村民税非課税世帯で以下の条件が全て該当となる方のうち整形が困難なものと市町村が認めた場合、ご利用負担が軽減される場合があります。

■軽減の程度は利用者負担分(介護保険の1割・食費・居住費)の4分の1が基本原則とされていますが、詳細は市町村が申請者個別に決定を下し、利用者負担軽減認定証に記載された金額が対象となります。

- ・年間収入が単身世帯で150万円、世帯員が1人増えるごとに50万円を加算した額以下であること。
- ・預貯金等の額が単身世帯で350万円、世帯員が1人増えるごとに100万円を加算した額以下であること。
- ・日常生活に供する資産以外に活用できる資産がないこと。
- ・負担能力のある親族に扶養されていないこと。介護保険料を滞納していないこと。